

入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度（学部新入生）

制度及び手続に関する詳細は、必ず愛媛大学公式ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/>



令和9年度（前期）分・入学料・授業料免除等の申請について

【令和9年4月に入学予定の方】

https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20260825_menjo/



【高等教育修学支援新制度について】

令和2年4月から実施されている「高等教育修学支援新制度」では、学力基準・家計基準を満たし、日本学生支援機構 給付奨学金に採用されると、奨学金給付に加え、支援区分に応じて入学料・授業料が減免されます。（私費外国人留学生は対象外です。）本学では、本制度を利用し、入学料・授業料の減免を実施しますので、希望者は日本学生支援機構 給付奨学金の申請が必要となります。

なお、令和7年度から実施されている「多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）に対する大学等の授業料等無償化」も、上記の「高等教育修学支援新制度」による支援に含まれます。

「高等教育修学支援新制度（多子世帯に対する大学等の授業料等無償化を含む）」の適用を希望する方は、「（1）入学料・授業料免除」②～③の項に記載の申請により、入学料および授業料免除の申請を行ってください。

（問合せ先）

学生生活支援課： TEL：089-927-9169 E-mail：syougaku@stu.ehime-u.ac.jp

※ 高等教育修学支援新制度については、こちらを確認してください。

文部科学省ホームページ <https://www.mext.go.jp/kyufu/>

※ 日本学生支援機構給付奨学金の申請資格は、こちらを確認してください。

日本学生支援機構ホームページ 給付奨学金の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/index.html>

※ 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準は、非課税世帯あるいはそれに準ずる世帯です。

このサイトでは、対象となるかの目安を確認することができます。

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

（1）入学料・授業料免除

①入学料・授業料免除の対象者

i) 日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者・申請中の者・入学後に申請予定の者

※国による「多子世帯に対する大学等の授業料等無償化」を希望する方も該当します。

※上記該当者は、4月上旬に所定の会場で日本学生支援機構給付奨学金（予約採用または在学採用）の申請手続きをする必要があります。詳細については、令和9年3

月頃、愛媛大学公式ウェブサイト「奨学金制度」ページでお知らせします。

- ii) 入学前1年以内において、入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難である者

※東日本大震災等の大規模災害により被災した者は、「(4) 東日本大震災等により被災した者に対する入学料免除制度・授業料免除制度」を参照してください。

②申請方法

入学手続専用サイトでの入力項目「入学料・授業料免除または入学料徴収猶予の申請をする場合」で「入学料・授業料免除を申請する」にチェックを入れ、申請書類を入学手続関係書類に同封してください。

③申請書類

申請書類は、愛媛大学公式ウェブサイトから入手できます。

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/07/r5_04newguide.pdf



以下の申請書類を提出することにより、「入学料免除」及び「授業料免除」の申請となります。

① の i) に該当する者

- i) 免除書類提出確認書（本学所定様式）
- ii) 入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予申請書（本学所定様式）
- iii) 結果通知用封筒（長形3号の封筒に110円切手を貼付し、宛名に学資負担者の住所・氏名及び学生氏名・受験番号を記入したもの）
- iv) 日本学生支援機構予約採用候補者決定通知書（写）（**予約採用候補者のみ**）
※手元に届いていない場合は、上記 i) ～ iii) のみを提出してください。

① の ii) に該当する者

入学手続き前に、必ず学生生活支援課にご相談ください。

④結果等について

入学料・授業料免除申請者は、次の納付期限まで入学料および授業料の納付は猶予されます。

結果通知：令和9年8月上旬予定（郵送により通知）

入学料納付期限：令和9年9月下旬予定（結果が「全額免除」以外の場合）

令和9年度前期分授業料納付期限：令和9年8月下旬予定（結果が「全額免除」以外の場合）

希望のとおり減免されるとは限らないため、減免されない場合の支払い方策をあらかじめ検討しておいてください。

⑤注意事項

- ・入学料・授業料免除申請は、必ず入学手続き期間中に行ってください。
- ・②の方法により、入学料・授業料免除を申請した者は、本学が指示するまでは入学料および授業料を納付しないよう注意してください。授業料については、口座引落手続を完了している場合は、4月下旬の口座自動引落を一旦停止します。

- ・入学料・授業料免除が「不許可」又は「一部免除」となった者は、④の期限まで納付が猶予されます。本学の指示に基づき、期限までに入学料および授業料を納付してください。
- ・入学料・授業料免除申請者は、入学手続期間終了後に入学を辞退する場合、入学料免除申請を辞退したものととして、直ちに入学料を納付してください。

(2) 入学料徴収猶予

①入学料徴収猶予の対象者

上記(1)の入学料・授業料免除を申請しない者のうち、次のいずれかに該当する者

- i) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難である者
- ii) その他やむを得ない事情があると認められる者

②申請方法

入学手続専用サイトでの入力項目「入学料・授業料免除または入学料徴収猶予の申請をする場合」で「入学料徴収猶予のみ申請する」にチェック入れ、申請書類を入学手続関係書類に同封してください。

③申請書類

申請書類は、愛媛大学公式ウェブサイトから入手できます。

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/07/r5_04guide.pdf



- i) 入学料徴収猶予申請書（本学所定様式）
- ii) 結果通知用封筒（長形3号の封筒に110円切手を貼付し、宛名に学資負担者の住所・氏名及び学生氏名を記入したもの）

渡日前入学許可制度により入学する私費外国人留学生は、i) 入学料徴収猶予申請書のみ提出してください。

④徴収猶予期間

許可された場合の入学料徴収猶予期間は、令和9年9月22日（水）までです。

（入学料徴収猶予の結果通知は、令和9年6月下旬頃に郵送する予定です。）

⑤注意事項

- ・入学手続完了後の入学料徴収猶予申請はできません。
- ・入学料徴収猶予を申請した者は、本学が指示するまでは入学料を納付しないよう注意してください。入学料を納付すると、申請を辞退したことになります。
- ・入学料徴収猶予が不許可となった者は、本学が指示する期限までに入学料を納付してください。
- ・入学料徴収猶予の申請者は、入学手続期間終了後に入学を辞退する場合、入学料徴収猶予申請を辞退したものととして、直ちに入学料を納付してください。

(3) 授業料徴収猶予

①授業料徴収猶予の対象者

上記(1)の入学料・授業料免除を申請しない者のうち、次のいずれかに該当する者

- i) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難である者
- ii) その他やむを得ない事情があると認められる者

②申請方法

申請期間は令和9年3月初旬から3月末日です。様式、申請時期、提出方法等の詳細については、令和9年2月頃に以下の愛媛大学公式ウェブサイトでお知らせする予定です。

愛媛大学公式ウェブサイト

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/>

【令和9年4月に入学予定の方】

https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250908_menjo/

③申請書類

- i) 授業料徴収猶予申請書(所定用紙)
- ii) 結果通知用封筒(長形3号の封筒に110円切手を貼付し、宛名に学資負担者の住所・氏名及び学生氏名を記入したもの)

④徴収猶予期間(前期分)

許可された場合の授業料徴収猶予期間は、令和9年9月22日(水)までです。
(授業料徴収猶予の結果通知は、令和9年5月下旬頃に郵送する予定です。)

(4) 東日本大震災等により被災した者に対する入学料免除制度・授業料免除制度

東日本大震災により被災した者で次のいずれかに該当する者のうち免除制度希望者は、入学手続前に必ず学生生活支援課へ直接相談してください。

①学資負担者が、次の災害救助法適用地域において被災し、自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失の罹災証明が得られる者

ア 岩手県、宮城県及び福島県の全市町村

イ 青森県、茨城県、栃木県及び千葉県の災害救助法適用市町村

②学資負担者が震災により死亡又は行方不明の者

③学資負担者の居住地が福島第一原発事故による警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

※そのほか、「令和6年能登半島地震」「平成30年7月豪雨」等の大規模災害(注:日本の災害救助法適用地域に限ります。国外の災害は適用外ですのでご注意ください。)により被災した者は、入学手続前に必ず学生生活支援課にご相談ください。